

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人わたしたちの生存ネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目10番1号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は OUR-EXISTENCE.NET が定義する、核兵器、不変遺伝子手段という全体破壊手段を全廃し、自由権、社会権、民主制、権力分立制、法の支配を拡充し、人間を含む生物の生存と自由を確保することを究極の目的とする。それらのために以下を至上の目的とする。思想、言論、出版、表現、集会、結社、匿名の自由を謳歌する。特に匿名の自由、つまり、当法人と当法人の会員が公開するまたは公開に係る著作、翻訳で、会員と非会員が匿名で公開することを希望したとき、著作者と翻訳者の実名などの情報を漏らすことなくして言論、出版、表現などする自由を死守する。特に OUR-EXISTENCE.NET の英語原文の著作者たちの匿名の自由を死守する。その匿名の自由を侵害した、例えば個人情報漏洩した会員は、別項に定めるとおり除名とし、その匿名の自由を侵害した会員と非会員に対しては諸国の憲法または基本的な法と法律と国際法に基づく手段を講じる。無名の著作者、翻訳者たちの著作、翻訳を最大限に尊重する。当法人が紙の書籍と電磁的方法で公開するまたは公開に係る当法人の会員と非会員による著作、翻訳を永遠に維持する。特に OUR-EXISTENCE.NET の英語原文とロシア語、アラビア語、スペイン語、中国語などの世界の主要言語への翻訳を永遠に死守し世界に普及する。当法人は会員と非会員の著作と翻訳の維持のための使途限定付きの寄付金を受け取りその使途と寄付金を厳守する。特に OUR-EXISTENCE.NET からのその翻訳と普及のための使途限定付きの寄付金を死守する。以上のために当法人を永遠に維持する。著作“EXISTENCE AND LIBERTY,” ” DETAILS OF EXISTENCE AND LIBERTY,” ” SEPARATING EACH STATE POWER INTO THE TWO SYSTEMS OF THAT OF THE RULE OF LAW PROTECTING LIBERAL RIGHTS AND THAT OF THE HUMAN RULE SECURING SOCIAL RIGHTS,” ” SENSATIONS AND RECOLLECTIONS OF IMAGES,” ” EGOS AND THEIR TENDENCIES,” ” FACING TENDENCIES FALLING INTO A VICIOUS CIRCLE,” and “HOW TO GET THROUGH THE 2000s” の著作権を永遠に維持し行使する。それらの著作を世界に普及する。それらの著作を諸国語に翻訳しつつ世界に普及する。当法人は以上を究極で至上の目的とする。目的のうちの以上は修正、削除などはできず、目的を以下に追加することはできる。前述の著作に基づいて、国防、集団安全保障、環境の保全、資源の保全と有効利用、製薬、医療などに必要な技術を開発し、特許権を取得維持活用して、環境の保全、資源の保全と有効利用、製薬、医療、看護、介護、福祉などの事業を行う、または、それらを行う公私の団体に特許権を貸与して支援する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 科学技術の振興を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 人間を含む生物の生存を保障するための学際的な研究
- (2) 人間を含む生物の生存を保障するための学際的な調査
- (3) 人間を含む生物の生存を保障するための学際的な研究会
- (4) (1)(2)(3)の結果を内容とし一般市民を対象とする学際的な教育
- (5) (1)(2)(3)の結果を内容とし一般市民を対象とする広報
- (6) キャリアカウンセリングを含むカウンセリング
- (7) 一般市民・他の団体との交流・協力
- (8) 人材育成と講師などの派遣
- (9) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 相互協力会員 この法人と相互に協力するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 目的に銘記された匿名の自由を死守するために、その匿名の自由を侵害した会員は除名とし、その匿名の自由を侵害した会員と非会員に対しては諸国の憲法または基本的な法と法律と国際法に基づく手段を講じる。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上12人以内
  - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、1人または2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長がかけたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。目的に記された著作、翻訳、当法人の永遠の維持のために、副理事長はその時現在で最も若い会員とすることが望ましい。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

#### 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 会員の除名
- (7) その他理事会が必要と認める重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- (4) 理事長が欠けたとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30

日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員数(書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (4) 議長選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 役員の職務
- (3) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたととき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- (4) 理事長が欠けたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項第3号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

#### 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

#### 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

#### 第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 宇野 正秀 理事 岡田 盾夫 理事 田村 純一 理事 波多 勇 理事 大路 昌彦 理事 小島 栄一 理事 宇野 秀一 監事 小野 昇

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 入会金 個人・団体とも 0 円  
会費(年額) 個人・団体とも 0 円
  - (2) 相互協力会員 入会金(寄付金として) 個人・団体とも 一口 3,000 円  
会費(年額) 個人・団体とも 0 円

NPO法人わたしたちの生存ネット、令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)事業計画書

[1] 特定非営利活動に係る事業

(1) [事業内容] OUR-EXISTENCE.NETのサイトの維持、OUR-EXISTENCE.NETの英語原文の諸国語への翻訳と世界への普及のための活動。  
カウンセリングの領域を広げるため、障害福祉事業を展開し、就労支援事業を行う。

[実施日時] 平日昼間

[実施場所] 事務所

[従事者の人数] 3人

[受益対象者の範囲及び人数]

サイトを見る世界市民、推定10万人

[支出額]

サイト維持費として合計

(前年66673円→)70000円

(2) 心理カウンセリング

[事業内容] 心理カウンセラーがOUR-EXISTENCE.NETからその心理学の研修を受け、カウンセリングを行った。

[実施日時] 平日夜

[実施場所] 主たる事務所

[従事者の人数] カウンセラー1人

[受益対象者の範囲及び人数]

ユーザー3人

[支出額]

サービス管理責任者基礎研修および相談支援従事者研修と合わせて

受講料25,000円(5日間受講規定あり)別途テキスト代と交通費。(活動予算書に記載)

また、取得後は5年毎に更新研修が必須であり費用が必要。

(3) 就労継続支援事業所立ち上げのための活動

[主旨] 当法人または当法人の役員を含む社員または当法人に賛同する企業が所有する著作権と特許権を行使または代行し、それらの著作の普及と出版とそれらの特許に基づく生物資源の開発と製造のための事業を行う。当法人が翻訳しているOUR-EXISTENCE.NETの『生存と自由』と『生存と自由の詳細』が定義する全体破壊手段、つまり、核兵器と不変遺伝子手段とその軌道を変えるような小惑星操作の開発製造にいっさい係わらない企業を支援し、それらの企業に協力する。

[事業内容]

まず、当法人の役員を含む社員の数名がサービス管理責任者の講習を受け、資格取得を目指す。事業所の運営を行うためには、人員基準として定められているサービス管理責任者の育成が必要となる。サービス管理責任者は事業所ごとに1名以上は常勤で従事する必要があるため、事業所立ち上げに向けた資格取得を進める。人員基準は、常勤のサービス管理責任者と管理者(兼務可)、かつ生活支援員と職業指導員が、利用者10人につき各1名以上が常勤として必要とされている。当法人では、まず役員サービスの管理責任者の資格取得の研修と養成を行い、人員確保に努める。研修内容は、相談支援従事者研修、サービス管理責任者基礎研修が行われる。また、新規事業所設立に伴い、サービス管理責任者の確保が必須なためOJT期間を6か月に短縮するための

申請を行う。当法人では、他の役員を含む社員はそれらの社員に協力する。それらに要する研修活動費用は前述の企業からの寄付金で賄う。

NPO法人わたしたちの生存ネット、令和8年度(令和8年4月から令和9年3月31日まで)活動計画書

[1]特定非営利活動に係る事業

(1) [事業内容] OUR-EXISTENCE. NETのサイトの維持、OUR-EXISTENCE. NETの英語原文の諸国語への翻訳と世界への普及のための活動。

[実施日時] 平日昼間

[実施場所] 事務所

[従事者の人数] 3人

[受益対象者の範囲及び人数]

サイトを見る世界市民、推定10万人

[支出額]

サイト維持費として合計

(前年70000円→) 70000円

(2) 心理カウンセリング

[事業内容] 心理カウンセラーがOUR-EXISTENCE. NETからその心理学の研修を受け、カウンセリングを行った。

[実施日時] 平日夜

[実施場所] 主たる事務所

[従事者の人数] カウンセラー1人

[受益対象者の範囲及び人数]

ユーザー3人

[支出額]

サービス管理責任者に係わる費用

物件購入費

人員確保に伴う費用

(3) 就労継続支援事業所立ち上げのための活動

[主旨] 当法人または当法人の役員を含む社員または当法人に賛同する企業が所有する著作権と特許権を行使または代行し、それらの著作の普及と出版とそれらの特許に基づく生物資源の開発と製造のための事業を行う。当法人が翻訳しているOUR-EXISTENCE. NETの『生存と自由』と『生存と自由の詳細』が定義する全体破壊手段、つまり、核兵器と不変遺伝子手段とその軌道を変えるような小惑星操作の開発製造にいっさい係わらない企業を支援し、それらの企業に協力する。

[事業内容]

引き続きサービス管理責任者の資格取得を進める。サービス管理責任者の取得ができたのであれば、事業所設立に向けて必要な物件、設備を探し、借入または取得を行う。事業所の運営を行うためには、施設基準に則った物件を取得し必要に応じて内装工事を行う。訓練作業室の規定は、利用者一人あたり3㎡以上、利用者の最低定員は20人のため、60㎡以上の広さを要する物件を取得する。また、相談室の設置、洗面所、トイレは障害特性に応じたものとし、多目的室は有効面積10㎡以上の広さである事業所を確保する。事業所確保のために、物件に際する情報媒体の活用、リフォーム業者、内覧を行う。利用者の個人情報管理を適切に行うために鍵付き書庫を購入する。さらには、業務円滑可のため紙媒体および電子機器にて管理を行うため必要台数のパソコンを購入する。

人員確保においては、知人の紹介または求人応募

サービス利用にて行う。

それらに必要な費用は前述の企業からの寄付金、助成金で賄う。

活動予算書(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)  
NPOわたしたちの生存ネット

科目	金額(単位:円)	
<b>流動資産の部</b>		
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費(本会費)	0	
正会員受取会費(補正会費)	0	
相互協力会員受取会費	0	0
2 受取寄付金		
受取寄付金	178,000	178,000
3 受取助成金等		
受取助成金	0	0
4 事業収益		
(1)学際的研究	0	
(2)学際的調査	0	
(3)学際的研究会	0	
(4)学際的教育	0	
(5)広報	0	
(6)カウンセリング	0	
(7)交流・協力	0	
(8)人材育成・講師などの派遣	0	0
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
		178,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当	0	
通勤交通費		
法定福利費(ボランティア保険料)	0	
福利厚生費		0
(2)その他経費		
カウンセラー研修費(OUR-EXISTENCE.NETへ)		
印刷製本費		
活動交通費	20,000	
会議室使用料		
通信費		
消耗品費		
サイト管理費	70,000	
研修受講料	40,000	
宣伝広告費		
防犯費		
雑費		130,000
2 管理費		
(1)人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
通勤交通費	48,000	
法定福利費	0	48,000
(2)その他経費		
印刷製本費	0	
活動交通費	0	
通信費	0	
会議室使用料	0	
消耗品費	0	
支払手数料		
租税公課		
雑費	0	0
		178,000
当期流動資産増減額		0
<b>固定資産の部</b>		
受取寄付金(OUR-EXISTENCE.NET基金として定期預金とした)	950000	
当期正味財産増減額		0
次期繰越正味財産額		987,177

活動計算書(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)  
NPOわたしたちの生存ネット

科目	金額(単位:円)	
<b>流動資産の部</b>		
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費(本会費)	0	
正会員受取会費(補正会費)	0	
相互協力会員受取会費	0	0
2 受取寄付金		
受取寄付金	1,168,000	1,168,000
3 受取助成金等		
受取助成金	0	0
4 事業収益		
(1)学際的研究	0	
(2)学際的調査	0	
(3)学際的研究会	0	
(4)学際的教育	0	
(5)広報	0	
(6)カウンセリング	0	
(7)交流・協力	0	
(8)人材育成・講師などの派遣	0	0
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
		1,168,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当	0	
通勤交通費		
法定福利費(ボランティア保険料)	0	
福利厚生費		0
(2)その他経費		
カウンセラー研修費(OUR-EXISTENCE.NETへ)		
印刷製本費		
活動交通費		
会議室使用料		
通信費		
消耗品費		
サイト管理費	70,000	
物件購入費	1,000,000	
宣伝広告費		
防犯費		
雑費		1,070,000
2 管理費		
(1)人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
通勤交通費	48,000	
法定福利費	0	48,000
(2)その他経費		
印刷製本費	0	
活動交通費	50,000	
通信費	0	
会議室使用料	0	
消耗品費	0	
支払手数料		
租税公課		
雑費	0	50,000
		1,168,000
当期流動資産増減額		0
<b>固定資産の部</b>		
受取寄付金(OUR-EXISTENCE.NET基金として定期預金とした)	950,000	
当期正味財産増減額		0
次期繰越正味財産額		987,177